

公立大学法人福井県立大学学務システム更新業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

福井県立大学の学務システムについては、これまでオンプレミス型のシステム（富士通 Japan 株式会社製「Campusmate-J」）を利用してきた。

この度当該システムのサポートが終了することに伴い、学生や教職員の利便性の向上、データ保全の安全性のさらなる向上、経費削減を目指し、クラウド（SaaS 等）を利用したシステムに移行する。

この移行にかかる委託業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

2 業務概要

(1) 業務名

公立大学法人福井県立大学学務システム更新業務

(2) 契約期間

契約日から令和12年（2030年）8月31日まで

（システム運用開始は令和7年（2025年）9月1日。原則として5年契約とする。）

(3) 業務内容

別添仕様書のとおり

(4) 提案上限金額

契約期間総額 118,259,000円（消費税および地方消費税を含む。）

ただし、初年度上限額を13,797,000円とする。

※支払額は、契約締結日から令和12年（2030年）8月31日までの間に仕様書に定める機能を本学が利用するために発生する一切の費用を含めたものとする。原則として総額を利用期間である60か月で案分し、月額で支払うものとする。

3 提案書を提出する者に必要な資格

提案書を提出することができる者は、公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則第4条に基づき定める一般競争参加者の資格を有する者で、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

(2) 受審資格認定の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) 受審資格認定の日において会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

- エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 - オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 令和2年度以降において、大学を設置する法人の同種業務を履行した実績を有する者であること。
- (6) この業務にかかる保守について、その体制が十分であり、長期にわたり迅速かつ円滑に対応することができると思われる者であること。

4 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

また、優先交渉権者が契約締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合、または該当していることが判明した場合は、優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

- (1) 審査結果通知日までに、提案者が前記3の参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 見積書の金額が、提案上限金額を超える場合
- (3) 提出期限までに提出資料が提出されない場合
- (4) 複数の企画提案書を提出した場合
- (5) 提出資料に虚偽の記載があった場合
- (6) 著しく信義に反する行為があった場合
- (7) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (8) 企画提案書の記載内容が、法令違反など、著しく不適当な場合
- (9) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (10) 書類に不備がある場合（軽微な場合を除く）

5 資格の確認に関する事項

提案書の提出を希望する者は、所定の参加申込書に必要書類を添えて資格の確認の申請をしなければならない。

(1) 提出書類

- ア 参加申込書（様式1）
- イ 会社の組織体制がわかる資料、パンフレット等
- ウ 学務システムの構築実績（様式2）、当該契約書の写し
- エ 保守の体制を示す書類（任意様式）
- オ 参加資格に係る誓約書（様式3）
- カ 福井県の入札参加資格決定通知書の写し

- (2) 提出期限 令和7年2月13日（木）17時
- (3) 提出方法 持参または郵送によること。郵送の場合は提出期限までに到着すること。
- (4) 提出先 福井県立大学教育推進課
- (5) 資格確認の結果通知

上記（1）から（4）により、参加申込書を提出した者については、参加資格要件を審査し、その結果を令和7年2月17日（月）までに電子メールで連絡する。

(6) 資格認定を受けられなかった者に対する説明

審査の結果、資格認定を受けられなかった者は、審査の結果に対する質問書（様式は任意とする）を提出することにより、その理由について説明を求めることができる。

- ア 提出期限 令和7年2月25日（月）正午まで
- イ 提出方法 持参または郵送すること。
- ウ 提出先 福井県立大学教育推進課
- エ 回答 質問に対する回答は、質問者に対して書面により速やかに行うものとする。

6 本業務に関する質問

本業務に関する質問事項については、質問票（様式4）で提出すること。

- (1) 受付期限 令和7年（2025年）3月10日（月）正午まで
- (2) 受付方法 質問票（様式4）を電子メールにより提出するものとする。
- (4) 回答方法 全参加者に対し、原則として電子メールにより質問毎に令和7年3月13日（木）までに随時回答する。

7 企画提案書の作成・提出

(1) 企画提案書作成上の留意事項

- ①提出書類は、通しページを付記する。
- ②企画提案書は、別添「公立大学法人福井県立大学学務システム更新業務公募型プロポーザル審査基準表」の内容および別紙「提案を求める事項」の内容を含んだものであること。イメージ図等を用いるなど、視覚的にもわかりやすくなるよう工夫をすること。
また、製品の特長的な点・他社製品に対する優位性等を提案すること。

(2) 提出書類

- ①企画提案書一式
- ②機能要件対応表（別紙参照）
- ③福井県立大学学務システム更新業務見積書（任意様式）
プロポーザル参加者が、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積書により算定した額（契約締結日から令和12年（2030年）8月31日までの間、本要領2により算定した賃借料等の総額）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を記載すること。（1円未満切り捨て）
※見積金額は2（4）提案上限額を超えないようにすること
- ④類似事業履行実績確認書（様式5）
- ⑤上記④に係る補足資料（補足資料がある場合のみ、任意様式）
- ⑥実施体制がわかる書類（任意様式）
- ⑦事業全体のスケジュール表（任意様式）
- ⑧移行作業にかかる各工程について参加者側と本学側の役割分担を明示した資料（任意様式）

- (3) 提出部数 9部（原本1部、コピー8部）
- (4) 提出期限 令和7年（2025年）3月17日（月）正午（必着）
- (5) 提出場所 福井県立大学教育推進課

(7) 提出方法 直接持参又は郵送。郵送の場合は提出期限までに到着すること。

8 審査会の実施に関する事項

契約先候補者の選定は、学内で組織する選定委員会において実施する。提出書類およびプレゼンテーションの内容を基に、企画提案を400点満点で採点のうえ、合計点について最高点となった者を選定する。なお、応募者が多数の場合は、書類審査の段階で3社程度に絞り込みを行った上でプレゼンテーションを行う。

(1) 審査方法 提出書類およびプレゼンテーションにより審査

(2) 審査基準 別添「公立大学法人福井県立大学学務システム更新業務公募型プロポーザル審査基準表」のとおり

(3) プレゼンテーションの日程等

①日時 3月24日(月) 時間は各参加者に個別に連絡する。

②場所 福井県立大学永平寺キャンパス内

③プレゼンテーションの時間は、1参加者あたり50分程度(説明30分、質疑応答20分)とする。

④パソコン等の機器等の持ち込みは可能。なお、プロジェクター、モニター等を使用する場合には、事前に知らせること。

(4) 審査結果通知及び見積書の提出

審査結果は、契約先候補者の選定後、速やかに参加者に対して文書で通知する。なお、審査経過は公表しない。

9 契約先候補者との委託契約

(1) 契約手続

①福井県立大学は、公立大学法人福井県立大学会計規程に定める随意契約の手続きにより契約先候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結し、契約書を取り交わす。

②本業務の仕様書は契約候補者が提出した企画提案書が基本となるが、契約先候補者と本学との協議により最終的に決定とする。なお、協議が整わない場合は、審査結果において総合評価が次点の候補者と協議を行う。

(2) 契約保証金

契約の際には、受託者は契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、規定により契約保証金の納付を免除する場合がある。

(3) 支払い

支払いは、業務終了後に提出された報告書に基づき、福井県立大学が検査を行い、契約書に定められた契約内容を確実に履行していることを確認した上で支払う。

(4) 個人情報の取扱い

本学との契約者(以下契約者という)が業務を行うにあたり取得した個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律等に基づき、適正に行うこと。

(5) 守秘義務

契約者は、本契約の遂行過程で業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、業務終了後も同様である。

1 0 応募、企画提案書等の提出、問い合わせ先

〒910-1195

福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1

公立大学法人福井県立大学教育推進課

電話 0776-61-6000

メールアドレス kyouiku@fpu.ac.jp

1 1 再委託

本委託業務の全てを再委託することは一切認めない。ただし、必要により一部を再委託する場合は、本学に協議のうえ、その承諾を得ること。

1 2 その他

- (1) 必要書類が不足している資料、提出期限に遅れた資料は一切受け付けない。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。
- (3) 企画提案に関する経費は全額提案者負担とする。